

令和5年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名：

愛隣会 学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	正規職員及び非常勤職員全員は、放課後児童支援員認定資格を保有しており、この研修時に学んだ内容を十分理解した上で保育にあっている。また、職員会議やミーティング等で事例検討を全職員で行い、共有している。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	地域や小学校、保育園等の関係機関との連携を維持するために、定期的な懇談（対面及び電話連絡等）を行っている。また、利用者からの要望や苦情があった際は、即時対応するように努めている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子ども達の育成支援をするにあたり、毎日の清掃や遊具等の整理整頓に努めている。また、宿題を取り組んだ後に遊びの時間を設けることで、学習の習慣付けを行い、卒後もこのような生活スタイルになるように、支援している。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者との連携は、年3回の保護者会や連絡帳等を活用して行っている。また、小学校との連携については、年度初めに気になる児童の情報提供を行い、共有に努めている。また、何かあればすぐに、教職員と密に連絡を取り合うようにしている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○定期的に職員全員で話し合える機会を設けるとともに、その職員にとって現在必要な課題を与え、クリアできるように努めている。また、クリアする為に、職員一丸となってサポートできるような体制を確立している。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○放課後児童クラブの社会的責任を理解し、人権への配慮、研修の機会の確保、プライバシーの保護、保護者からの苦情等に対する迅速な対応はできている。また、全職員がこれらをごこなすことができるように、サポート体制も確立している。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○倫理を自覚するとともに、育成支援の内容が児童の想いを反映させたものになっているか確認し、それをもとに、普段の自由遊びや集団遊び、行事等を企画・運営するように努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修（法人内・都・区）や職場内OJTを通じて、法令遵守を含めた育成支援に努めている。また、職場環境、財政・事業運営を含めた法令遵守の必要性について組織的に取り組み、職員一人ひとりの資質向上に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	子ども達及び保護者からの要望や苦情に対処する為に、毎日のミーティングの場を活用し、全職員が同じ情報を共有できるように努めている。その為、要望や苦情が寄せられた際は、迅速に対応できている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○子どもに関する時事や流行等に常日頃からアンテナを張り巡らせ、それを毎日のミーティングの場や保育終了後の時間を活用し、職員間で共有できるように努めている。その為、その時々に見合った事業内容を展開できている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○研修（法人内・都・区）や職場内OJTを通じて、各職員が資質向上できる機会を充実させるとともに、その研修内容等を全職員で共有している。また、場合によっては、実地訓練等も取り入れている。（AEDやエビベンの使い方、圧迫止血法等）
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○利用者アンケートを通じて、事業内容の向上や改善を図るとともに、HPでも結果を公表し、各学童保育クラブがどのように取り組んでいるのかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	△	クラブでの受け入れ学年が6年生まで拡充されたことを受けて、特に高学年の発達理解が不十分であると思われる。今後、高学年児童の受け入れが増えることも考えられる為、各自が研修や専門書等を読み等、さらなる自己研鑽する必要がある。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○正規職員及び非常勤職員全員は、放課後児童支援員認定資格を保有しており、本研修で学んだ内容を理解した上で保育にあっている。特に「子どもが自ら進んで学童保育クラブに通い続けられるように援助する」力を入れており、成果を上げ続けている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○自クラブ内では事例等を用いながら、それに基づいた予測、予知を踏まえた支援ができるように努めている。特に、経験の少ない職員には、先輩職員が教育している。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	—
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	—
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○児童虐待が疑われる家庭があった場合、主任児童委員に通告するように努めている。また、小学校の教職員にも情報提供するとともに、何か気がかりのことがあった際は、情報共有できるように、連絡を密に取り合っている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	—
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	—
	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席率、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○子どもの欠席については、連絡帳に貼付してある予定表に記入してもらうことで、しっかり把握している。しかし、遊びや生活の様子については、お便りに留めている。理由として、連絡帳に記載する時間を設けるより、子ども達との時間を多く設けた方がよいと考えているからである。

11	保護者との連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者との信頼関係を築く為に、入所説明会の段階から積極的に保護者とコミュニケーションをとるようにしている。そして、4月のお迎えが多い時期には、職員から1日の様子を伝える機会を増やすことで、何でも相談しやすい環境であることを認識してもらっている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、2019年度まで行ってきた大きな行事(親子行事やクラブまつり等)を盛大に行えるようになった。これを受け、保護者との協力関係を構築できるよい機会となった。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	毎日の保育日誌(記録)、職員会議でのリスクマネジメント・権利擁護委員会による事例検討、クラブ発行(毎月・特別号)、年3回の保護者会等、十分に実施できている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	各職員の適材適所(動的遊び・静的遊び・事務・環境美化・行事の企画運営等)で、十分な力が発揮できるように調整した上で、十分に実施できている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	小学校との連携は、①年度初めの学級担任との顔合わせ及び児童の情報共有、②年間行事予定の確認、③何かトラブルがあった際の情報提供の3点のみである。学校施設の利用等については、今のところ考えていない。(クラブ内が十分に広い為)
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	小学校との連携にあたり、個人情報の取り扱いについて確認した上で懇談を行っている。
14	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	法人内の保育園や近隣保育園と連携を図っている。具体的には、毎月のお便りの配布や年長児の遊びへの招待を行っている。加えて、3月には来年度に入所予定児童の情報共有を行っている。	
15	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、児童館とは、クラブまつりの『出張児童館』のお願いやお便り配付、編み物クラブ、あそびのつどいの引率を行っている。また、クラブまつりでは、地域の子ども達にも来所してもらうことができた。	
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	○ 毎日の施設内清掃を徹底して行っている。また、月1回の安全衛生委員会では、月毎の感染症の発生状況や今後の対策について、職員間で共有している。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	○ 毎朝、施設内安全点検日誌を用いて、安全点検を行っている。また、施設内にある危険な角がある場所には、コーナーカーブを活用している。加えて、事故やケガの発生時における対応方針については、マニュアルを作成し、全職員に周知している。
	(3)防災及び防犯対策	○	○ 防災については、毎月の避難訓練(火災・震災)を実施しているが、防犯訓練は職員のみで行っている程度である。(さすまたやネットランチャーの使い方) 今後は、子ども達も交えながら訓練することも検討したい。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	△	△ 来所及び帰宅時の子ども達の安全確保について、来所時においては小学校との連携を図り、安全に登所できるようにしている(学校便り記載の時程表参照)。しかし、帰宅時においては、クラブのみの取り組みに留め、関係者との連携は図っていない。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
18 施設及び設備	(1)施設	○	○ 専用区画として、子ども一人につき1.65㎡が確保されており、保育室・マットコーナー・ホール・トイレ・静養室・給湯室・事務室・倉庫等、整備されている。
	(2)設備、備品等	○	○ 児童一人ひとりの下駄箱及びロッカー、物かけが整備されている。また、保育室・マットコーナー・ホールには、たくさんの遊具や図書を準備している。加えて、防災頭巾や非常災害用袋(乾パン・水を含む)を人数分確保している。
19 職員体制	(1)職員配置	○	○ 現在、正規職員4名及び非常勤職員1名全員が放課後児童支援員認定資格を保有している。
	(2)育成支援の実施	○	○ 支援の単位ごとに育成支援が行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	△ 区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	○ 運営指針に基づき、学校登校日は最低3時間以上(10:39~19:00)、1日保育日(土曜日保育を含む)は最低8時間以上(8:00~19:00)開所し、年間250日以上開所している。
22	利用開始等に関する留意事項	○	○ 学童利用に際し、必ず入所説明を実施し、利用前の不安感を取り除いた状態で保育初日を迎えられるようにしている。(途中入所の場合も実施しており、保護者の就労に影響が出ないように配慮して行っている)
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○	○ 放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。
24	労働環境整備	○	○ 職員が健康で意欲を持って就業できる労働環境の整備ができている。また、年2回の健康診断の実施や労務管理もしっかりしている。さらに、職員の有給休暇取得率も高く、労働環境は十分に整っていると思われる。

25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。